平成２６年（フ）第４５号
千葉県君津市中富890　第21正和荘10号、住民票上の住所千葉県君津市南久保２丁目12番２号　林芳方
債務者　田村　　昇
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第３８２号
さいたま市南区鹿手袋４丁目16番９―209号、旧住所さいたま市南区鹿手袋４丁目21番19号リバティ中浦和Ａ202
債務者　茂垣　正男
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４６７号
埼玉県川口市並木２丁目６番10―501号　並木マンション
債務者　井下田房雄
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
埼玉県草加市草加５丁目７番28―402号、旧住所埼玉県春日部市大枝352番地３　山口マンション402号
債務者　河原　昭子（旧姓飯山）
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
埼玉県春日部市増富243番地53
債務者　佐藤　　陞
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
埼玉県所沢市東所沢４丁目16番地の11　武蔵野ハイツ司Ｂ―103
債務者　山岸　由美（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２５号
静岡県御前崎市宮内742番地の２　コスモス101号
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
福岡県行橋市大橋１丁目11番８号　坂上方
債務者　麻生　理加
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
福岡県行橋市行事３丁目15番15号
債務者　松隈まり子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第８号
北海道奥尻郡奥尻町字奥尻456番地
債務者　福士惠美子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２６年（フ）第２３１号
埼玉県川越市大字藤倉93番地　けやき館106号室、前住所埼玉県川越市大字笠幡111番地４
債務者　松江　　満
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４４号
岐阜県中津川市手賀野169番地の２　雇用促進住宅中津川宿舎１号棟301号室
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１２３号
静岡県裾野市伊豆島田268番地の１　コーポ水口103
債務者　原田　勝義
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
堺市北区黒土町2274番地　はーとらいふ三国ヶ丘東301号、前住所堺市北区百舌鳥赤畑町４丁292番地　北中ハイツ６号
債務者　河野　順子（旧姓仙波）
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
堺市南区原山台１丁５番７―506号
債務者　宮崎　　茂
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３５９号
堺市南区原山台１丁５番７―506号
債務者　宮崎いづみ
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３８１号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番132―501号
債務者　長谷川和也
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係